

新旧対照表

改正後	改正前
個人情報取扱特記事項 (安全管理措置) 第5 受注者は、この契約による事務の遂行に当たり、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために合理的と認められる範囲内で、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 (複製等の禁止) 第6 受注者は、この契約による業務の遂行に当たり発注者から取扱いを委託された個人情報を、業務遂行以外の目的で、加工、改ざん、利用、複写又は複製してはならない。 2 受注者は、発注者から預託された特定個人情報を受注者の事業所内の管理区域又は取扱区域の外へ持ち出してはならない。 (再委託の制限等) 第7 受注者は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けた場合は、この限りでない。 2 受注者は、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託をする場合は、第三者と締結する再委託契約において、受注者と同等の安全管理義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者の行為につき、発注者に対し当該第三者と連帯して責めを負う。 3 受注者は、この契約による事務の全部又は一部を再委託した場合は、発注者の要求があれば、再委託の状況について発注者に報告するものとする。 (委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却) 第8 受注者は、この契約が終了した場合、発注者の要求があった場合又は法令上必要な場合には、直ちに、発注者から預託された個人情報及びその複製物を発注者に返却するとともに、	(適正管理) 第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (複写又は複製の禁止) 第6 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し又は複製してはならない。 (再委託の禁止) 第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。 (資料等の返還等) 第8 受注者は、この契約による事務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

改正後	改正前
磁気媒体等に記録した個人情報があるときはこれを完全に削除し、以後、当該個人情報を保有しないものとする。ただし、発注者の指示がある場合は、その指示内容に従い廃棄又はその他の処分をするものとする。 (従業員への周知及び監督・教育) 第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、適切な監督及び必要な教育を行わなければならない。 (事故報告及び委託先の責任) 第11 受注者は、発注者から預託された個人情報の目的外利用又は第三者への提供、開示、漏えい等を確認した場合は、直ちに必要な調査を行った上影響の極小化を図るとともに、速やかに発注者に報告しなければならない。この場合において、受注者は、当該報告後速やかに再発防止策を策定して、発注者に報告するものとする。 2 発注者は、受注者の責に帰すべき事由により損害を受けた場合、受注者に対して損害の賠償を請求することができるものとする。 3 本条の定めは、この契約終了後も有効とする。 (契約内容の遵守状況の報告) 第12 受注者は、発注者が要求した場合は、個人情報の取扱状況、再委託及び安全管理体制等を報告するものとする。	ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 (従業者への周知及び監督) 第9 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。 (事故報告) 第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

改正後	改正前
2 発注者及び受注者は、前項の確認の結果を踏まえ、個人情報の安全管理体制の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協議の上決定する。	